

学校法人山椿学園役員報酬規程

第1条 寄附行為第12条に定める役員の報酬の額並びに支給方法は、この規程の定めるところによる。

第2条 役員が本学園の常勤職員であるときは、この規程を適用しない。ただし、元常勤職員であった役員については、常勤職員でなくなったとき以降について本規程を適用する。

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事長

総額で年300万円を限度に、理事会決議に基づいて報酬を支給することができる。また、第4条に基づいて退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤理事

業務に従事することがあっても報酬は支払わない。なお、退職慰労金については第4条に基づいて支給する。

(3) 監事

1日当たり5万円を基準に、業務に応じて日当を支払う。なお、退職慰労金は支給しない。

第4条 退職慰労金については次のとおりとする。

(1) 支給額の決定方法

(イ) 理事長

就任時から退任時までの本部会計の資産増加額(時価で算定し、換金性の乏しい資産は除外する)の30~50%の範囲で理事会決議により支給する。

(ロ) 非常勤理事

在任中に従事した業務の程度に応じて、1年あたり10~30万円に在任年数を乗じた額を理事会決議に基づいて支給する。ただし、特定の業務について業績をあげた理事には、理事会決議に基づき500万円を上限にこれを加算することができる。

(2) 支給方法等

本人が指定する預金口座へ振り込みにより支給する。なお、退職慰労金の支給に代えて、本人が指定する学校法人・公益財団法人または非営利特化型一般財団法人・公益社団法人または非営利特化型一般社団法人・社会福祉法人・持分のない医療法人・認定NPO法人に寄付することができる。また、退職慰労金の支給は現金ではなく現物で支給または指定先へ寄付することもできる。

附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。